

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第**71**号

2012.8

第 7 1 回 通 常 組 合 会

平成23年度事業報告、歳入歳出決算を承認

組合員資格の判定基準及び  
歯科医師会の法人改革と全国歯の役員任期について協議

平成24年7月25日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第71回通常組合会が開催された。白尾議長の挨拶の後、鈴木副理事長の開会の挨拶に引き続き、議事録署名人に議長の他、岡山県支部の渡部議員を指名した。

続いて、横山理事長の挨拶、報告事項に引き続き議事に入り、平成23年度事業報告及び平成23年度歳入歳出決算並びに平成23年度決算剰余金の処分等について原案どおり可決決定された。

協議事項では、「国保組合の組合員の適正な取り扱い」及び「歯科医師会の法人改革に伴う全国歯の役員任期」でいずれも国保組合の重大な問題であり、特に国保組合の組合員の適正な取り扱いについては、その対応について18支部長から要望書が提出されており、慎重に協議した結果、協議事項として提出された（1）規約の一部改正（素案）及び（2）歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（素案）の方向で進めることが合意された。

また、歯科医師会の法人改革と全国歯の役員任期については、役員及び組合会議員の任期を改選の年の8月1日から起算して2年とすることとし、現任期と新任期の移行期の対応については、現役員等の任期を平成25年7月31日まで延期することについて合意された。



**議長挨拶（要旨）**

**白尾議長**



羽田副議長、白尾議長、井川副議長

本日は、第71回通常組合会のご案内を差し上げましたところ大変ご多忙の中、全国各地よりご参集賜りまして心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は、平成23年度の事業報告及び歳入歳出決算等の重要議案の審議があります。また、協議事項として、国保組合の組合員の適正な取り扱い及び歯科医師会の法人改革と全国歯の役員の任期という組合運営上大変重要な案件が提出されております。慎重審議と最後まで円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

す。そのために、国もそうですが決算が軽んじられているようですが、当組合は決算をきちんと見て、それを統計的に調べて今後組合がどのように運営したらよいか、それから次年度の予算は、決算をもとにどう組んでいくか、その時に皆様方に負担していただくのがどのくらいかと言うのを懇切丁寧に説明していきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**開会の辞（要旨）**

**鈴木副理事長**

第71回通常組合会に、本日は暑い中ご出席いただきありがとうございます。事業についての報告、決算となっています。我々は予算は監督官庁の承認を得なければなりません、決算は報告のみでよいことになっていま



鈴木副理事長

**理事長挨拶（要旨）**

**横山理事長**



横山理事長

大変蒸し暑く、天候不順の中各地からご出席賜りましてありがとうございます。又日頃は組合運営につきまして格別のご理解とご協力を頂いており、重ねてお礼申し上げます。

本日は、23年度の事業報告並びに歳入歳出決算の承認をいただく重要な議案を提出しております。又、協議事項には、色々と今問題

になっております案件について、常務会、理事会で協議の結果ほぼ合意された方向で2題提案させていただいております。先生方のご意見をいただいて方向を決めていきたいと思っておりますので、その点についてもご協力をお願い申し上げます。

さて、我々を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。その中でも政局が混迷してきている状態です。社会保障と税の一体改革も消費税の増税法案を柱とする形で進められており、6月15日の民主、自民、公明3党による修正協議で合意した社会保障制度改革関連法案が6月26日衆議院本会議で成立し、参議院に送付され、現在審議が続けられております。

後期高齢者医療制度の廃止については、「状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において議論し結論を得る」とし、国民会議に事実上棚上げした形になっております。我々が一番心配しております定率補助の所得水準に応じて0も含めた削減を軸とする国庫補助の見直しは、高齢者医療制度関連法案と一体整理されておりますので、一応先送りになっておりますが、高齢者医療制度が通ってしまいますと一緒に成立してしまいますので、非常に危険なところを含んでいる訳でございますが、まだこの問題については、現在、参議院で審議をしております社会保障と税の一体改革が参議院を通過した後には社会保障制度改革国民会議を設置して高齢者医療制度を審議されるということですので、今後の動向を注意していかなければと思っております。何と云っても23年度の国庫補助は46億円頂いております。これは全予算の25.6%に当たります。これが行政刷新会議のB案になりますと現在の定率補助が32%から16%に半額になってしまいます。単純に考えただけで、約20億円をどう工面するかと言うことです。組合運営上で節約とか色々な削減策の出来る部分は見直しを続けております。定率補助の見直しは、法律の改正が必要な事項ですので全歯連、全協を通じて、さらには

日歯連盟の高木会長をはじめ日歯の大久保会長等にもお話を申し上げ、議員の先生方にも陳情しながらロビー活動を進めて頂いておりますので、ある程度の削減は止むを得ないとしても、我々の組合運営を危うくするような改革はやめて頂きたいと思っております。

次に、組合員資格の問題ですが、国保組合の組合員資格の適正化というのが表面化してきました。我々の組合を指導監督するのは従来は栃木県庁のみでしたが、全国建設工事業国保の無資格加入問題を契機に国保組合の指導監督の強化ということで、会計検査院、地方厚生局が実地検査を実施しております。この問題も会計検査院の実地検査の結果、厚労大臣宛てに三師国保の組合員資格及び組合員の管理について厳格に指導するようとの意見表示を受けて、厚労省が組合員資格の判定基準の指針等の通知を出しましたが、これは厚労省が一方的に出したのではなく、三師国保組合の連合会に通知案を示して意見を求め、我々の意見を反映させたひな型をつくり通知したものです。最初は6項目でしたが、正式の通知では8項目になっております。その8項目目のその他歯科医師会の事業等という表現がありますが、とにかく事業とか業務に従事している先生方は問題ありませんが、病気で休止あるいは廃院された先生方は保険料を払って頂いているのに今回こういう通知が出たので辞めて頂きたいということは、中々心情的に言うことはできません。従いまして、判定基準で一つの方向を決めることと、感情的、心情的におかしな取り決めを作っている行政と交渉していくという2本立ての対応をしていきたいと考えております。

又、この問題について18支部から要望書も提出されており、後程趣旨説明がございしますが、今井専務理事から何故こういう問題が起きたかという経緯等について説明がありますので、先生方のご理解を頂いて、ご意見を賜りたいと思っております。

休廃院された先生方もなんとか救える方策を模索しておりますが、中々難しい問題です。

先生方のお手元に配布いたしました「全歯連FAXニュースNo.2」に全歯連の小澤会長が書いておられるように石井みどり議員あるいは西村まさみ議員にお願いする等の行動を起こしておられます。両議員ともよりよい方向にもっていけるよう種々ご協議、ご検討をいただいております。石井みどり議員は法律も研究していただき、健康保険法附則第3条に規定されている特定健康保険組合の「特例退職被保険者」に代わるものが国保法でも出来ないか、もしできるなら議員立法で提出したいと積極的なご意見も頂いております。

この特例退職被保険者制度と言うのは、健保組合の被保険者が定年退職してから75歳からの後期高齢者医療制度に移行するまでの間、保険料を納付して加入資格を継続し、給付を受けることが出来る制度というものです。国保法にはこうした規定はありませんので、この制度を取り入れるには国保法の改正が必要となりますので、すぐにできるものではありませんが、石井、西村両議員も積極的に行動を起こして頂いておりますので期待したい。

又、私自身も日歯連盟の高木会長に状況をお話して、高木会長から厚労省の唐澤審議官に働き掛けをお願いいたしております。いずれにしても時間が掛かりますが、こういう行動も起こさせて頂いておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、歯科医師会の法人改革と全国歯の役員任期という問題があります。役員任期を歯科医師会に合わせるかどうか、また、合わせる場合移行期の対応をどうするか。これには二つの方法があります。一つは4月に新役員を選任し7月に辞任してもらい8月に新たに選任する方法と二つ目は現役員任期を7月まで延期する方法があります。本日先生方のご意見を賜り決めていきたいと思っております。

次に、新基幹システムの導入ですが、これは日立製作所をお願いしてシステムの基本設計が終了し、23年度分の支払いとして5,544万

円を支払ったところでございます。引き続き、ハードウェア等の調達計画及び見積りについても理事会の承認を得て現在進めております。

次に、23年度歳入歳出決算ですが、23年度は保険料の基礎賦課額を1人当たり月額2,300円引き上げさせていただき、保険料全体で約21億円の増収となりました。そのために23年度の剰余金は約20億2,000万円となりました。しかし、24年度で国庫補助の返還金が約3億円発生しております。従って、24年度への繰越金は実質約17億円ということになります。

では、何に使っているかと言いますと、当組合分の療養給付費の状況ですが対前年度比で21年度が7.12%、22年度が4.91%、23年度が4.98%と高い伸び率を示しております。

この原因は、きちんと分析した訳ではありませんが、疾病分類別データから調査したところによりますと、1位が新生物、これは悪性新生物と考えられます。2位が循環器系です。それも高額医療に該当するものです。これは、高額療養費及び高額医療費共同事業の実績からも裏付けられているようです。我々の組合の目的は保険給付を行うことですから、それをどうこう言う訳ではございませんが、健康管理と言うこともご理解頂きたいと思っております。1種組合員とその家族の医療費が最も出ております。

保険料の在り方を考える中で、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護保険納付金が年々億単位で伸びております。これは国が算定して、これだけ払いなさいと言ってくるものですので、我々の経営努力の及ばないものです。我々の組合運営の中で億単位で節約できるものはないのです。保健事業とは全国歯のメリットを出す重要な部門になっております。そういったと、保険料の兼ね合いで市町村国保の方がよいのではということもでてきます。我々は歯科給付を一部制限しておりますが市町村国保にはそういう制限がありません。

しかし、我々は相互扶助の精神で合併し全国歯を作っている訳ですから、我々の組合か

ら抜けることの無いようにするには、それなりのメリットのある組合運営が必要になりますが、中々そうは行かないのが現状です。今言いましたように、総支出に占める保険給付費が46.55%、支援金・納付金が44.02%です。残りの10%弱の中で組合運営、保健事業等を行う訳で節約にも限度があります。しかし、そうも言っておられませんので報酬・給与等審議会で、役員報酬及び役員退職慰労金等にもメスを入れ、被保険者のご理解を頂ける形にもって行きたいと努力いたしております。

このように、保険給付費の伸び、支援金・納付金の増額、そして国庫補助金の削減とどこを見てもあまり良いところがありません。

次に、コンプライアンスの面では、国保組合に対する指導監督の強化が打ち出されており、事業運営も難しくなっておりますが、なんとか、組合の健全運営に努めていきたいと思っております。

それから、医療機関の保険収入が伸びていないことです。保険収入階級別の比率の推移を見ますと平成7年から10年までの1位が4,000万円、2位が3,000万円、3位が2,000万円でしたが、平成11年から16年までは、1位が3,000万円、2位が4,000万円、3位が2,000万円でした。17年、18年は1位の3,000万円は変わりありませんが、2位が2,000万円になりました。19年、20年は1位が2,000万円、2位が3,000万円、3位が4,000万円となり、年々減収傾向にありましたが、21年からは1位が3,000万円となり、少し回復傾向に転じたかなと感じております。

一時のように、最も多い層が4,000万円台になると所得割保険料が増えるのですが、23年度は対前年度比でマイナスになっております。これは、75歳以上の先生方が後期高齢者医療制度に移行したこともあり、所得（保険収入）のみで何とも言えないのですが、保険料の在り方を根本的に一度考えなければと思っております。

私が書かせて頂いている「全国歯ニュース」をご一読頂き、今後ともご指導を賜りますよ

うお願い申し上げます理事長のご挨拶といたします。

## ■ 報告事項



今井専務理事

### 〔全協関係〕

1. 国保組合共通システムの負担金に対する国庫補助金の交付について

平成23年度の負担金に対する国庫補助金は、特別調整補助金（保険者強化分）として交付された。

### 〔全歯連関係〕

1. 平成24年度第1回監事会について

平成24年5月24日、神奈川県歯科保健総合センターにおいて、河島監事、長谷監事及び小澤会長、富野副会長、横山副会長が出席して、事務管理状況、議決執行の適否、歳入歳出予算執行の適否等について監査を実施した結果、正確に処理されており、かつ適正な会計処理と認められた。

2. 平成24年度第1回理事会

平成24年5月24日、神奈川県歯科保健総合センターにおいて開催し、庶務報告の後議事に入り、事業報告では、(1) 一般報告、(2) 調査委員会、(3) 選挙管理委員会の報告の趣旨説明後承認された。また、平成23年度歳入歳出決算については、歳入合計14,939,765円、歳出合計

7,641,930円、差引残高7,297,835円となり原案どおり承認された。

3. 平成24年度第1回調査委員会について

平成24年5月24日、神奈川県歯科保健総合センターにおいて開催し、平成24年度諮問事項について、各組合から提出された調査項目について検討し、7月5日に第2回委員会を開催し、諮問事項を取りまとめ、8月中旬に調査票を送付することとした。なお、報告書は11月中旬に発送することに決定した。

〔全国歯関係〕

1. 保険料減免取扱規程の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が震災発生後、当組合の被保険者となった者の医療関係の特例措置に対応するために、保険料減免取扱規程の一部を改正した。

2. 事前質問・当日質問併用制実施要領の一部改正について

組合会の事前質問の締切が組合会開催の約45日前で、事前質問を出しにくい状況であったので、締切を組合会開催の15日前に改正した。

3. 組合会予備議員の廃止について

組合会議員が出席できない場合、予備議員が出席していたが下記の理由により廃止した。

(廃止の理由)

- ①予備議員に関する規定がない。
- ②国保法第29条で「組合会議員は各自一個の議決権を有する。」と規定されている。
- ③栃木県から「組合会議員の権利の行使は、一身専属的なものであり、議員に代わる代議員を出席させることは適当ではない。」との指導を受けている。
- ④平成12年の規約・規則等検討委員会

は、予備議員について改める旨の報告書を提出している。

4. 組合会議員の交代について

青森県支部選出の嶋中繁樹議員が辞任し、平成24年4月1日付けで後任に小林敏彦議員が就任した。

5. 支部役員の交代について

青森県支部の役員が下記のとおり交代した。

- ・辞任  
副支部長兼常務理事 本田富彦
- ・就任  
副支部長 嶋中繁樹  
常務理事 小林敏彦

6. 平成24年度報酬・給与等審議会委員について

中屋敷修（組合会議員）岩手県支部  
内藤春生（組合会議員）京都府支部  
山崎安仁（組合会議員）富山県支部  
熊代 進（支部理事）岡山県支部

7. 平成24年度高齢者医療等に係る支援金・納付金の確定額について

項目	確定額	概算額	対概算費	伸び率
後期高齢者支援金	3,342,600,121	3,340,928,278	1,671,843	0.05
前期高齢者納付金	2,698,433,186	2,694,445,460	3,987,726	0.15
介護納付金	1,413,912,380	1,415,498,083	▲1,585,703	▲0.11
老人保健拠出金	1,543,632	1,543,632	0	0.00
合計	7,456,489,319	7,452,415,453	4,073,866	0.05

8. 平成24年度除名処分について

平成24年4月1日付けで、1種組合員1名（家族3名、3種組合員2名）が除名処分となった。

9. 新基幹システム導入に係るハードウェア等の調達計画及び見積について

下記のとおり第1回理事会で、ハードウェア等の調達計画及び見積について承認を得て平成24年7月より調達を開始した。

1. ハードウェア等の調達計画

(1) 調達業者

(株)日立製作所

(2) サーバー等の調達

リースとする

(3) データセンターの利用

(株)日立製作所のデータセンターを利用する

(4) 検証環境・会計部門の先行導入

- ・開発したシステムを検証しながら進める必要があることから先行導入する。
- ・会計方式の基本を複式簿記とするため、実務を担当する職員の研修期間が必要なことから先行導入する。



圓谷次長

2. ハードウェア等の調達の見積額

(1) 機器費

項目	詳細	平成24年度	平成25年度	合計
ハード/ソフト	検証環境等先行導入分（サーバ等はリース、会計用は購入）	1,484,256	1,372,260	2,856,516
	本番環境（サーバ等はリース、端末等は購入）	-	11,227,793	11,227,793
合計		1,484,256	12,600,053	14,084,309

(2) 導入経費

項目	詳細	平成24年度	平成25年度	合計
導入経費	検証環境	4,200,000	-	4,200,000
	本番環境：ブレードサーバ、ストレージ分	-	9,000,000	9,000,000
	本番環境：全国支部端末（指静脈）プリンタ分	-	5,000,000	5,000,000
合計		4,200,000	14,000,000	18,200,000

(3) その他の経費

項目	詳細	平成24年度	平成25年度	合計
ネットワーク機器		1,252,125	2,044,875	3,297,000
回線	1拠点 ¥7,320/月 ※平成24年度は (IDC含3拠点分)	161,406	2,029,104	2,190,510
データセンター	使用料	1,386,000	3,276,000	4,662,000
ハード/ソフト保守		976,465	4,426,468	5,402,933
合計		3,775,996	11,776,447	15,552,443
総合計		9,460,252	38,376,500	47,836,752

10. 平成24年度事務研修会について

昨年は東日本大震災のため中止となったが、今年度は平成24年4月20日、21日の両日に東京両国のホテルベルグランデで、横山理事長、今井専務理事及び東京事務所職員10名、支部職員31名が参加して開催された。

【質疑応答の要旨】

**Q** 全歯連FAXニュースを今後支部にも送付して頂けると言うことですがよろしく願います。この中の、国保組合の補助の在り方についての要望書を示して頂きたい。

(富山県支部 山崎安仁議員)



山崎議員

**A** 今後、全歯連FAXニュース及び全歯連から要望書等が出された場合は支部にもお送りしたいと考えております。

**Q** 歯科医師国保の財政が厳しい状況にあり、苦勞していることは十分理解しております。先般、レセプトで新記録が出て、一枚当たり1,000万点を超え、1億円を超えたレセプトが

出ました。申し上げたいのは終末医療の在り方が未だルールがはっきりしておりません。これは医療サイドにとっても患者にとっても不幸なことであり、一方で医療財源の無駄とは言いませんが、高額レセプトの大半の転帰が死亡に至っている訳です。そういった部分を踏まえて終末医療の在り方について病院部会を抱えている医師会も言いにくいだろうし、日本歯科医師会としても医療担当者からは医療費抑制的な方向に取られかねないので発言しにくい。であるならば、国保組合は医療の理解が得られる。これは歯科医師国保に限らず医師国保あるいは他の国保組合を含めて国保組合の立場から終末医療の在り方について、何らかの提言をすべきではないかと思っております。

終末医療については、財務的な部分だけでなく、人間の尊厳や宗教的な部分も含めて難しい課題があるのは承知しておりますが、ここに至って非常に厳しい財政状況を踏まえれば、組合の立場から意見の具申があってもよいのではと思っております。併せて薬剤費が5兆円を超えています。薬剤の2割は服用されないで捨てられている。こう言った部分も何らかの方法でメスが入る必要はないかと思っております。医療の立場で申し上げにくい部分は、国保組合としての発言があってもよいのではと感じております。理事長のご意見があればお聞かせいただきたい。

(岩手県支部 箱崎守男議員)



箱崎議員

**A** 医療費が非常に伸びていることについては、事務局でも検討しております。確かに終末医療と言う問題は、今に始まった問題ではなく、以前から終末医療費が掛かるということは言われております。そして今言われました転帰が死亡という形に繋がります。また、医療費の適正化の問題にもつながってきます。

我々は、支払者側であり、保険請求する側の二足の草鞋をはいておりますので、支払者側の立場で問題を一度検討する必要があるかと思っておりますので、事務局とも相談しながら検討してみたいと思っております。

**Q** 是非、全国歯、全歯連、全協と言った立場でご発言頂いてもよいのではと思っておりますので前向きな対応をお願いします。これは、要望です。 (岩手県支部 箱崎守男議員)

## ■ 議 事

### 第1号議案 役員退職慰労金積立金の処分について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、平成23年度に辞任した2名の理事に退職慰労金を支給するために役員退職慰労金積立金より396,174円処分することについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決決定した。

役員退職慰労金 2名分 396,174円

### 第2号議案 職員退職手当積立金の処分について議決を求める件 今井専務理事

今井専務理事より、平成23年度に退職した2名の職員の退職手当を支給するために、職員退職手当積立金より8,657,650円処分することについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決決定した。

職員退職手当金 2名分 8,657,650円

### 第3号議案 平成23年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

平成23年度事業報告について、今井専務理事より説明があり質疑応答の後採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

#### 平成23年度事業報告

##### I 概況

平成23年度は、平成23年3月11日にマグニチュード9.0という未曾有の巨大地震と巨大津波に襲われた東日本大震災が発生し、政治、経済及び社会ともに大混乱の状況の中で始まった。

この震災の影響で東北地方の交通機関は壊滅的な被害を受けたところが多く、東北新幹線も大きな被害を受け運休が続いた。首都圏でも電力不足から計画停電及び交通機関の運休や間引き運転等の混乱から、第68回通常組合会の開催を約1ヵ月延期し4月20日に開催した。

平成23年度は任期満了に伴う役員改選の年に当たっていたが、規約第45条の規定(役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行なうものとする。)に基づき、現役員が4月20日に新役員が選任されるまで、事業等の執行に当たり、役員を選任以外の事業計画案及び歳入歳出予算案の議事等の議事の全てを国保法第25条の規定に基づき理事の専決処分とするという前代未聞の対応となった。

### ○後期高齢者医療制度の廃止

平成23年度の医療保険制度の動向では後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の者1,400万人のうち1,200万人を市町村国保に200万人を現役世代と同様に国保か被用者保険に加入させるとする「後期高齢者医療制度見直し法案(仮称)」は、関係者の理解を得た上で提出するとしているが、全国知事会なども制度廃止に反対しており、その動向は依然不透明な状況が続いている。このことは、当組合で26年度から導入を予定している新基幹システムの開発にも影響があることから、その動向を注意深く見守っている。

### ○国庫補助の見直し

所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止し、所得水準に応じて0%、8%、16%、24%、32%の5段階とし、組合特定被保険者の定率補助は平成9年9月以前に適用除外承認を受けて加入した者も含めて16.4%に統一する等を主な内容とする国庫補助の見直しは、後期高齢者医療制度見直し法案(仮称)と一体整理されているため実施時期が不明であるが、これが実施されると当組合も財政的影響が大きいことから動向を見極めながら対応する必要がある。

### ○組合員の加入資格

全国建設工事業国保組合の無資格加入問題から、平成22年度に国保組合に対して会計検査院が実地検査を実施した。その会計検査院の検査報告の中の厚生労働大臣宛ての「医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国保組合における組合員資格について」の意見表示で、厚生労働省は、国保法の規定に則って三師国保組合が適正に組織されるよう指導するよう、次のとおり意見を表示した。

- ① 三師国保組合に対して、国保組合は、同種の事業又は業務に従事するものを組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること。
- ② 三師国保組合に対して、組合員が休廃

止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行なうよう指導すること。

これを受けて厚生労働省は、国保組合の規約例の改正案、同種の事業又は業務に従事する者の判定基準案及び組合員の被保険者資格の確認に係る調査票案等を策定し、全医連、全歯連及び全薬連に対して意見を求め、一部修正した上で平成24年3月26日付けで通知を出した。

### ○法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

全国建設工事業国保組合の無資格加入問題等を契機として、厚生労働省は国保組合に法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する通知を出した。これを受けて当組合では次のとおり対応した。

- ① 組合に法令遵守担当理事を置き、支部に法令遵守担当責任者を置いた。
- ② 法令遵守体制の整備に関する基本方針を定めた。
- ③ 法令遵守のための実践計画を定めた。
- ④ 法令遵守マニュアルを定めた。

### ○除名処分の見直し

保険料の6ヵ月以上の滞納による除名処分は、滞納の開始時点に遡及して除名していたが、保険料の滞納期日後6ヵ月を経過した後に見直した。

### ○国保推進協力費の廃止

支部で徴収していた国保推進協力費は廃止した。

### ○健康家庭表彰の廃止

医療保険の精神及び対象者の固定化等の理由から健康家庭表彰を廃止した。ただし、平成21年度、22年度、23年度で該当した者に対する表彰は平成24年度で実施する。

○新基幹システム

当組合の基幹システムをクローズドシステムからオープンシステムにする「新基幹システム」の開発は、指名競争入札により(株)日立製作所に決定し平成23年度末までにシステムの基本設計が完了し、平成24年度はハードウェア等の調達及びシステムの開発等を行い平成26年度からの稼働を予定している。

○土曜日の輪番制出勤の廃止

東京事務所は、支部からの問い合わせ及びサーバーの電源が切れた時の対応のために、土曜日の午前中輪番制で職員1人が出勤していたが、出勤の事由がなくなったので、廃止

した。

○職員の勤務体制・給与等の見直し

職員の勤務体制・給与等について、職員規程等検討臨時委員会及び報酬・給与等審議会の答申に基づき平成21年度から順次見直しを行なっている。

○東京事務所の携帯電話の廃止

東京事務所の携帯電話は利用されることがないこと及び事務所に置いて携帯することがないために固定電話と変わらないことから廃止した。ただし必要になった場合は再導入する。

Ⅱ 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1)種別被保険者数 (平均)

種別		平成23年度	平成22年度	伸び率(%)
組合員	1種	11,723	11,747	▲ 0.20
	2種	1,110	1,024	8.40
	3種	25,456	25,453	0.01
	計	38,289	38,224	0.17
家族	1種	24,322	24,873	▲ 2.22
	2種	789	743	6.19
	3種	3,831	3,922	▲ 2.32
	計	28,942	29,538	▲ 2.02
合計	1種	36,045	36,620	▲ 1.57
	2種	1,899	1,767	7.47
	3種	29,287	29,375	▲ 0.30
	計	67,231	67,762	▲ 0.78

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号・組合特定被保険者 (平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定
組合員	1種	1,418	-	9,300	358
	2種	5	-	267	715
	3種	109	-	6,922	9,526
	計	1,532	-	16,489	10,599
家族	1種	1,296	1,836	7,453	824
	2種	11	326	57	470
	3種	115	500	595	1,335
	計	1,422	2,662	8,105	2,629
合計	1種	2,714	1,836	16,753	1,182
	2種	16	326	324	1,185
	3種	224	500	7,517	10,861
	計	2,954	2,662	24,594	13,228

(2)後期高齢者組合員数 (平均)

平成23年度	平成22年度	伸び率 (%)
970	968	0.21

2. 保険料収納の状況

種 別	平成23年度			平成22年度			収納額の 伸び率(%)
	調定額	収納額	収納率(%)	調定額	収納額	収納率(%)	
基 礎 均等割	5,330,103,500	5,325,086,300	99.91	3,515,881,200	3,512,648,700	99.91	51.60
賦課額 所得割	2,518,650,622	2,516,312,723	99.91	2,534,882,819	2,532,840,610	99.92	▲ 0.65
後期高齢者支援金等賦課額	2,157,444,500	2,155,284,200	99.90	1,943,618,300	1,941,770,300	99.90	11.00
介護納付金賦課額	942,301,600	941,197,600	99.88	817,541,600	816,740,800	99.90	15.24
後期高齢者賦課額	57,970,000	57,930,000	99.93	57,965,000	57,895,000	99.88	0.06
合 計	11,006,470,222	10,995,810,823	99.90	8,869,888,919	8,861,895,410	99.91	24.08

※滞納繰越金を含まず。

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成23年度	平成22年度	伸び率(%)
事務費負担金	43,721,067	51,098,609	▲ 14.44
事務費負担金過年度分	0	2,164,565	▲ 100.00
療養給付費補助金	3,195,189,825	2,819,007,703	13.34
後期高齢者支援金補助金	865,149,567	818,791,382	5.66
病床転換支援金補助金	0	0	0
老人保健医療費拠出金補助金	617,719	23,900,383	▲ 97.42
介護納付金補助金	411,449,075	378,355,108	8.75
療養給付費補助金過年度分	0	0	0
後期高齢者支援金補助金過年度分	0	0	0
老健医療費拠出金補助金過年度分	1,998,101	0	0
特別対策費補助金	-	58,704,000	-
出産育児一時金等補助金	77,782,000	82,017,000	▲ 5.16
高額医療費共同事業補助金	7,629,000	9,782,000	▲ 22.01
特定健康診査等補助金	6,742,000	7,489,000	▲ 9.97
災害臨時特例補助金	46,390,000	-	-
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	545,240	318,470	71.21
合 計	4,657,213,594	4,251,628,220	9.54

4. 保険給付の状況

(1)給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割 8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成24年3月まで9割に据置かれた。

(2)療養給付費の給付状況

診療月	平成23年度給付額	平成22年度給付額	伸び率(%)
4月	500,882,119	493,800,827	1.43
5月	487,166,735	455,960,616	6.84
6月	520,588,243	498,968,737	4.33
7月	502,838,832	481,904,728	4.34
8月	522,880,865	476,196,824	9.80
9月	512,909,026	482,890,057	6.22
10月	521,185,712	490,819,557	6.19
11月	503,404,032	464,188,032	8.45
12月	569,312,243	509,993,449	11.63
1月	495,534,623	500,362,918	▲ 0.96
2月	524,821,939	491,253,685	6.83
3月	556,062,632	576,072,119	▲ 3.47
合計	6,217,587,001	5,922,411,549	4.98
年間平均	518,132,250	493,534,296	4.98

(3)総医療費の給付状況

診療月	平成23年度給付額	平成22年度給付額	伸び率(%)
4月	711,385,450	690,896,890	2.97
5月	678,097,800	637,844,180	6.31
6月	730,418,350	693,635,480	5.30
7月	714,175,540	680,041,320	5.02
8月	728,798,820	669,524,070	8.85
9月	716,650,320	679,397,570	5.48
10月	725,955,860	684,117,580	6.12
11月	708,440,380	664,034,190	6.69
12月	798,141,400	715,032,160	11.62
1月	692,488,180	699,396,300	▲ 0.99
2月	733,977,900	686,059,440	6.98
3月	785,561,938	803,966,060	▲ 2.29
合計	8,724,091,938	8,303,945,240	5.06
年間平均	727,007,662	691,995,437	5.06

(4)入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

①入院時食事療養費差額の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5	13,640	0	0	-	-

②入院時生活療養費差額の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5)歯科給付の給付状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
26,972	215,779,671	26,110	210,840,844	3.30	2.34

(6)高額療養費の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,662	519,603,089	4,393	470,576,910	6.12	10.42

(7)高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8)出産育児一時金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
787	329,004,588	753	319,041,463	4.52	3.12

※支給額には、直接支払の事務費を含む。

(9)葬祭費の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
76	10,900,000	73	10,600,000	4.11	2.83

(10)療養費の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25,243	109,151,099	22,504	100,773,161	12.17	8.31

(11)移送費の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(12)傷病手当金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
788	46,759,500	769	43,079,000	2.47	8.54

5. 高額医療費共同事業の状況

〔収入〕

項目	平成23年度	平成22年度	伸び率(%)
交付金	154,717,000	117,647,000	31.51
国庫補助金	7,629,000	9,782,000	▲ 22.01
収入合計	162,346,000	127,429,000	27.40

〔支出〕

項目	平成23年度	平成22年度	伸び率(%)
高額医療費拠出金	125,453,000	118,165,000	6.17
支出合計	125,453,000	118,165,000	6.17
収支差額	36,893,000	9,264,000	298.24

6. 保健事業の状況

(1)支部保健事業費の交付状況

- ①定額交付分                      各支部                                      1,550,000円
- ②被保険者割交付分              被保険者1人当たり                      440円

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	67,730	29,801,200	60,801,200

(2)節目健診事業助成金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,387	83,995,785	3,396	81,036,286	▲ 0.27	3.65

(3)インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
19,455	38,355,912	17,441	33,960,295	11.55	12.94

(4)特定健診・保健指導の実施状況

①特定健診の実施状況

平成23年度			平成22年度			伸び率 (%)	
該当者	受診者	実施率	該当者	受診者	実施率	該当者	受診者
29,295	5,096	17.40	27,925	5,392	19.31	4.91	▲ 5.49

②特定保健指導の実施状況

平成23年度			平成22年度			伸び率 (%)	
該当者	利用者	実施率	該当者	利用者	実施率	該当者	利用者
672	20	2.98	693	36	5.19	▲ 3.03	▲ 44.44

(5)資金貸付事業の状況

①高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成23年度		平成22年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
11	1,322,000	6	711,000	83.33	85.94

②出産費資金貸付事業の貸付状況

平成23年度		平成22年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	-	-

(6)医療費通知の実施状況

- ①平成23年11月 (平成23年1月～平成23年6月診療分)
- ②平成23年12月 (平成23年7月～平成23年8月診療分)
- ③平成24年2月 (平成23年9月～平成23年10月診療分)

(7)健康家庭表彰の実施状況

①健康家庭表彰の該当者の条件

3年度間連続して医療機関にかからなかった世帯

②健康家庭表彰該当者数

単身者世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	合計
440	20	2	0	1	463

※健康家庭表彰は、平成23年度を以て廃止した。

ただし、平成21年度、22年度、23年度で該当する場合は、平成24年度に実施する。

(8)後期高齢者組合員保健事業の実施状況

①傷病見舞金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
199	28,752,000	154	18,924,000	29.22	51.93

②死亡見舞金の支給状況

平成23年度		平成22年度		伸び率(%)	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
76	15,200,000	61	12,200,000	24.59	24.59

7. レセプト点検事業の実施状況 (平成22年度点検分)

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
一般分	4,616,766	7,534,603	2,917,837	3,287,000	6,204,837

8. 広報活動の実施状況

- (1)「全国歯科医師国民健康保険組合報」を発行 (年2回)
- (2)ホームページの活用
- (3)「全国歯からのお知らせ」を発行 (年1回)
- (4)その他必要に応じ実施

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために、各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図り、年々増大する業務に対応した。

○業務の見直し

- ① 保険料算定に係る診療報酬データ入力業務の見直し
- ② スカイプの導入

○研修会等への参加

- ① 国保組合のコンプライアンス研修
  - ・日時 平成23年5月27日(木)
  - 午後1時30分
  - ・場所 厚生労働省

② 節電シンポジウム

- ・日時 平成23年6月6日(月)
- 午後1時
- ・場所 東京国際フォーラム

③ 東日本大震災の教訓からあらためて事業継続(BCM)を考える

- ・日時 平成23年9月7日(水)
- 午後2時
- ・場所 品川プリンス

④ 会社「経理・財務」の実務入門

～簿記・会計の基礎からやさしい経営分析・損益分岐点分析まで～

- ・日時 平成24年1月11日(水)～
- 全8回
- 毎週水曜日 午後7時15分
- ・場所 早稲田大学エクステンションセンター

#### Ⅳ 事務研修会の開催

##### (1)支部事務所職員対象の研修会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のため、平成23年度職員事務研修会は中止した。

##### (2)東京事務所職員対象の研修会

- ・日時 平成23年8月3日(水)  
午前10時
- ・場所 東京事務所3階
- ・研修内容
  - ① 平成23年度東京事務所の組織強化について
  - ② 適用及び保険料について
  - ③ 新基幹システム開発について

#### Ⅴ 諸会議の開催

##### (1)組合会

会議名	開催日	開催場所
第69回通常組合会	平成23年 7月27日(水)	中野サンプラザ
第70回通常組合会	平成24年 3月28日(水)	中野サンプラザ

##### (2)理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成23年 4月20日(水)	中野サンプラザ
第2回理事会	平成23年 6月29日(水)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成23年11月16日(水)	中野サンプラザ
第4回理事会	平成24年 2月29日(水)	中野サンプラザ

##### (3)常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成23年 4月20日(水)	中野サンプラザ
第2回常務会	平成23年 5月25日(水)	東京事務所
第3回常務会	平成23年 6月29日(水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成23年 7月27日(水)	中野サンプラザ
第5回常務会	平成23年10月26日(水)	東京事務所
第6回常務会	平成23年11月16日(水)	中野サンプラザ
第7回常務会	平成24年 2月22日(水)	中野サンプラザ
第8回常務会	平成24年 3月28日(水)	中野サンプラザ

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成23年 6月28日(火)	東京事務所
第2回監事会	平成24年 2月28日(火)	東京事務所

(5) 委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回報酬・給与等審議会	平成23年 7月13日(水)	東京事務所
第2回報酬・給与等審議会	平成23年 8月24日(水)	東京事務所
第3回報酬・給与等審議会	平成23年 9月28日(水)	東京事務所

(6) 打合会

会議名	開催日	開催場所
第1回役職員打合会	平成23年11月 9日(水)	東京事務所
第2回役職員打合会	平成23年12月 7日(水)	東京事務所

VI. 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成23年 4月22日(金)	栃木県国保連合会
平成23年度国民健康保険事務新任担当者研修会	平成23年 6月24日(金)	栃木県庁

(2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
国保事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成23年 4月26日(火)	栃木県国保連合会
第3回国保総合システムに関する保険者説明会	平成23年 5月11日(水) ～ 5月12日(木)	栃木県国保連合会 栃木県国保連合会
平成23年度第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	平成23年 5月20日(金)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システム新任担当者説明会	平成23年 5月26日(木)	栃木県国保連合会
第4回国保総合システムに関する保険者説明会(前期)	平成23年 8月31日(水)	栃木県国保連合会
第4回国保総合システムに関する保険者説明会(後期)	平成23年 9月14日(水)	栃木県国保連合会
国保データベースシステムに関する保険者説明会	平成24年 2月15日(水)	栃木県国保連合会

(3) 全協関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第57回通常総会	平成23年 6月 9日(木)	横浜ロイヤルパークホテル
第58回通常総会	平成24年 3月 9日(金)	明治記念館

②関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成23年 4月25日(月)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成23年 5月20日(金)	ラフレさいたま
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成23年11月22日(火)	厚生会館

③研修会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事長・役員研修会	平成23年 7月 7日(木)	八重洲富士屋ホテル
平成23年度職員研修会	平成23年 9月 8日(木)	JA共済ビル
第2回理事長・役員研修会	平成23年 9月29日(木)	八重洲富士屋ホテル
保健事業推進担当者研修会	平成23年11月 9日(水)	新宿ワシントンホテル
第2回事務(局)長研修会	平成24年 2月 9日(木)	全国町村会館

④調査委員会及び国保組合共通システムワーキンググループ

会議名	開催日	開催場所
調査委員会	平成23年 4月26日(火)	スクワール麴町
調査委員会	平成23年 5月26日(木)	東京ステーションコンファレンス
国保組合共通システムマスターグループ	平成23年 6月22日(水)	全協分室四ツ谷
国保組合共通システムマスターグループ	平成23年 8月31日(水)	全協分室四ツ谷
	平成23年 9月 1日(木)	全協分室四ツ谷
国保組合共通システムマスターグループ	平成23年 9月30日(金)	全協分室四ツ谷
国保組合共通システム合同グループ	平成23年10月31日(月)	東京グリーンパレス
国保組合共通システムマスターグループ	平成23年11月 1日(火)	全協分室四ツ谷
国保組合共通システムマスターグループ	平成24年 1月31日(火)	全協分室四ツ谷
	平成24年 2月 1日(水)	全協分室四ツ谷

(4)全歯連関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成23年10月 6日(木)	日本歯科医師会館
第2回通常総会	平成24年 3月15日(木)	日本歯科医師会館

②理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成23年 5月26日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成23年10月 6日(木)	日本歯科医師会館
第3回理事会	平成24年 2月 1日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第4回理事会	平成24年 3月15日(木)	アルカディア市ヶ谷

③監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成23年 5月26日(木)	神奈川県歯科保健総合センター

④委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回選挙管理会	平成23年 5月26日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第1回調査委員会	平成23年 5月26日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回調査委員会	平成23年 7月28日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第3回調査委員会	平成23年10月20日(木)	神奈川県歯科保健総合センター

**第4号議案 平成23年度歳入歳出決算について議決を求める件** 鈴木副理事長

鈴木副理事長から平成23年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて詳細な趣旨説明の後、採決に入り、全員挙手により可決承認された。

**〔趣旨説明の要旨〕**

**1. 歳入の状況**

- ・ 保険料収入は、11,002,214,236円で、前年度の8,869,888,919円と比較して24.04%の伸び、実額で2,132,325,317円の増となった。
- ・ 内訳として、医療給付費分保険料は、7,841,399,023円で、前年度の6,050,764,019円と比較して29.59%の伸び、実額で1,790,635,004円の増であった。
- ・ 後期高齢者支援金等保険料は、2,155,284,200円で前年度の1,943,618,300円と比較して10.89%の伸び、実額で211,665,900円の増であった。
- ・ 介護納付金分保険料は、941,197,600円で、前年度の817,541,600円と比較して15.13%の伸び、実額で123,656,000円の増であった。
- ・ 後期高齢者賦課額は、57,930,000円で、前年度の57,965,000円と比較して0.06%の減、実額で35,000円の減であった。
- ・ 国庫支出金（国からの補助金）は、4,656,668,354円で、前年度4,251,309,750円と比較し

て、9.53%の伸び、実額で405,358,604円の増となった。

・ 歳入決算総額は、17,757,925,808円となり、前年度16,978,076,340円と比較して4.59%の伸び、実額で779,849,468円上回っている。

**2. 歳出の状況**

- ・ 保険給付費は7,321,591,538円で、前年度7,105,730,765円と比較して3.04%の伸び、実額で215,860,773円の増となった。歳出決算総額に占める割合をみると46.55%となる。
- ・ 後期高齢者支援金は、3,048,736,567円で、前年度2,805,244,657円と比較して8.68%の伸び、実額で243,491,910円の増となった。歳出決算総額に占める割合をみると19.37%となる。
- ・ 前期高齢者納付金は、2,542,313,839円で、前年度2,046,396,804円と比較して24.23%の伸び、実額で495,917,035円の増となった。歳出決算総額に占める割合をみると16.15%となる。
- ・ 老人保健拠出金は、2,081,853円で、前年度81,448,524円と比較して97.44%の減、実額で79,366,671円の減となった。
- ・ 介護納付金は、1,335,702,240円で、前年度の1,206,418,408円と比較して10.72%の伸び、実額で129,283,832円の増となった。歳出決算総額に占める割合をみると8.49%となる。

・歳出決算総額は、15,737,277,244円で、前年度15,071,751,558円と比較して4.42%の伸び、実額で665,525,686円上回った。

### 3. 歳入・歳出決算の状況

歳入合計額	17,757,925,808円
歳出合計額	15,737,277,244円
決算剰余金	2,020,648,564円

### 4. 単年度収支の状況

単年度歳入総額	15,851,601,026円
単年度歳出総額	15,737,277,244円
差引	114,323,782円

## お知らせ

# 外国人の方も住民票の対象になりました

(平成24年7月9日から)

### ■制度改正について

日本に入国・在留する外国人の方が年々増加していること等を背景に、区市町村が、日本人と同様に外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっています。

このため、外国人の方についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、利便の増進および行政の合理化を図るための住基法改正法が国会で成立し、公布されました。現行の外国人登録制度は廃止となりました。

### ■加入・変更などの届出は

今まで外国人の方からは、外国人登録に基づく登録原票記載事項証明書を添付していただきましたが、平成24年7月9日以降は、「住民票 (世帯全員・記載事項に省略のないもの※)」を届書と共に提出してください。

※国籍・在留資格・在留期間等の記載が必要となります。

## 平成23年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠損額	収 入 未済額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 険 料		11,153,748,000	11,012,873,635	11,002,214,236	0	10,659,399	▲ 151,533,764
	1.国民健康 保 険 料	11,153,748,000	11,012,873,635	11,002,214,236	0	10,659,399	▲ 151,533,764
2.国 庫 支 出 金		3,974,603,000	4,656,668,354	4,656,668,354	0	0	682,065,354
	1.国 庫 負 担 金	46,432,000	43,721,067	43,721,067	0	0	▲ 2,710,933
	2.国 庫 補 助 金	3,928,171,000	4,612,947,287	4,612,947,287	0	0	684,776,287
3.前期高齢者 交 付 金		1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	1.前期高齢者 交 付 金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
4.共同事業 交 付 金		93,230,000	154,717,000	154,717,000	0	0	61,487,000
	1.共同事業 交 付 金	93,230,000	154,717,000	154,717,000	0	0	61,487,000
5.財産収入		15,567,000	12,609,390	12,609,390	0	0	▲ 2,957,610
	1.財 産 運 用 収 入	15,567,000	12,609,390	12,609,390	0	0	▲ 2,957,610
6.繰 入 金		4,403,000	9,053,824	9,053,824	0	0	4,650,824
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2.役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	396,174	396,174	0	0	395,174
	3.職員退職手当積 立金繰入金	4,400,000	8,657,650	8,657,650	0	0	4,257,650
	4.国保基幹システム等準 備積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
7.繰 越 金		1,700,000,000	1,906,324,782	1,906,324,782	0	0	206,324,782
	1.繰 越 金	1,700,000,000	1,906,324,782	1,906,324,782	0	0	206,324,782
8.諸 収 入		2,916,000	16,338,222	16,338,222	0	0	13,422,222
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	58,000	58,000	0	0	57,000
	2.立替収入	1,000	796,354	796,354	0	0	795,354
	3.預金利子	2,910,000	1,664,615	1,664,615	0	0	▲ 1,245,385
	4.雑 入	4,000	13,819,253	13,819,253	0	0	13,815,253
歳 入 合 計		16,944,468,000	17,768,585,207	17,757,925,808	0	10,659,399	813,457,808

歳 出

(単位：円)

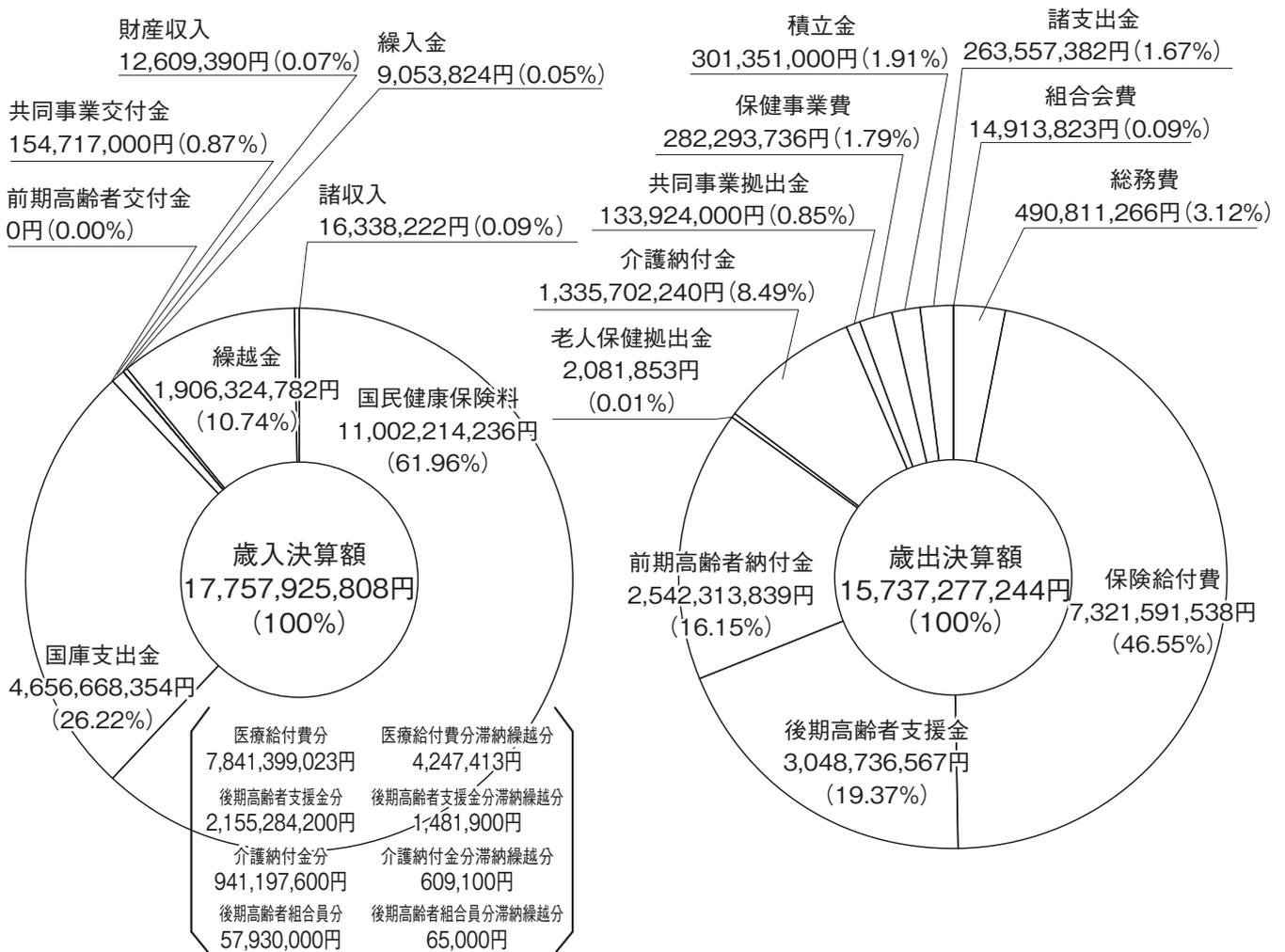
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の比較
1.組合会費		17,400,000	14,913,823	0	2,486,177
	1.組合会費	17,400,000	14,913,823	0	2,486,177
2.総務費		542,564,000	490,811,266	0	51,752,734
	1.総務管理費	542,563,000	490,811,266	0	51,751,734
	2.徴収費	1,000	0	0	1,000
3.保険給付費		7,338,782,861	7,321,591,538	0	17,191,323
	1.療養諸費	6,415,324,361	6,415,324,361	0	0
	2.高額療養費	532,425,000	519,603,089	0	12,821,911
	3.移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4.出産育児諸費	330,706,000	329,004,588	0	1,701,412
	5.葬祭費	12,568,000	10,900,000	0	1,668,000
	6.傷病手当金	46,759,500	46,759,500	0	0
4.後期高齢者支援金		3,048,737,197	3,048,736,567	0	630
	1.後期高齢者支援金	3,048,737,197	3,048,736,567	0	630
5.前期高齢者納付金		2,542,314,137	2,542,313,839	0	298
	1.前期高齢者納付金	2,542,314,137	2,542,313,839	0	298
6.老人保健拠出金		2,083,000	2,081,853	0	1,147
	1.老人保健拠出金	2,083,000	2,081,853	0	1,147
7.介護納付金		1,337,879,000	1,335,702,240	0	2,176,760
	1.介護納付金	1,337,879,000	1,335,702,240	0	2,176,760
8.共同事業拠出金		152,697,000	133,924,000	0	18,773,000
	1.共同事業拠出金	144,226,000	125,453,000	0	18,773,000
	2.共同事業負担金	8,471,000	8,471,000	0	0
9.保健事業費		302,330,048	282,293,736	0	20,036,312
	1.特定健康審査等事業費	45,069,048	45,069,048	0	0
	2.保健事業費	257,261,000	237,224,688	0	20,036,312
10.積立金		301,353,000	301,351,000	0	2,000
	1.積立金	301,353,000	301,351,000	0	2,000
11.諸支出金		263,557,382	263,557,382	0	0
	1.償還金	263,557,382	263,557,382	0	0
12.予備費		1,094,770,375	0	0	1,094,770,375
	1.予備費	1,094,770,375	0	0	1,094,770,375
歳出合計		16,944,468,000	15,737,277,244	0	1,207,190,756

歳入合計 17,757,925,808円

歳出合計 15,737,277,244円

差引残高 2,020,648,564円

## 平成23年度 歳入歳出決算に占める各款別構成割合



### 第5号議案 平成23年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より平成23年度決算剰余金の処分について平成24年度に繰越すことについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

### 平成23年度歳入歳出決算

歳入合計額	17,757,925,808円
歳出合計額	15,737,277,244円
決算剰余金	2,020,648,564円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成24年度繰越金 2,020,648,564円

監査報告

高畑監事

高畑監事より、平成23年度の業務執行の状況並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。



高畑監事

**監 査 報 告 書**

理事長 横山 靖夫 殿

平成24年 6月19日

監 事 高畑 研 佑 

監 事 宮田 靖 敏 

監 事 夏田 亨 文 

本日、東京事務所におきまして、私共監事3名は、関係の役職員の立会いを得まして、規約第49条により、平成23年度（平成23年4月1日より平成24年3月31日まで）の業務執行の状況、並びに経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照合をいたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

**監 査 報 告 書**

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 横山 靖夫 殿

平成24年 6月19日  
東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永 秀一 

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの歳入・歳出決算事項別明細書（事業会計及び東京事務所会計）について監査いたしました。この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以 上

財産状況報告

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
①特別積立金	1,699,315,000
②給付費等支払準備金	919,523,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所維持・拡充積立金	166,325,000
⑤役員退職慰労金積立金	8,003,826
⑥職員退職手当積立金	178,910,363
⑦国保基幹システム等準備金積立金	100,000,000
合 計	3,197,077,189

2. 固定資産

科 目	金 額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

(平成23年度末現在)

品 目	数量	品 目	数量
事務用机	4	ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1
事務用椅子	6	シュレッダー	1
ミーティングテーブル	2	端末機	20
ミーティングチェア	18	ウォシュレット	4
デジタルカメラ	2	書庫	1
オーバーヘッドプロジェクター	1	パソコン・ウイルス対策機器	1

(2) 備品目録 (支部事務所)

(平成23年度末現在)

支部名	品 目	数量	支部名	品 目	数量
栃 木	レーザープリンタ	1	鳥 取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 梨	レーザープリンタ	1	香 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
青森	レーザープリンタ	2	徳島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐阜	レーザープリンタ	2	高知	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
ファクシミリ	1	ファクシミリ		1	
富山	レーザープリンタ	2	新潟	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	ファクシミリ	1			
滋賀	レーザープリンタ	1	岩手	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京都	レーザープリンタ	2	石川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡山	レーザープリンタ	1	長野	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山口	レーザープリンタ	2	福井	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島根	レーザープリンタ	1	沖縄	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

**第6号議案 理事の承認を求める件**

今井専務理事

今井専務理事より、規約第40条並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、理事の承認を求める件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 嶋中 繁樹 (青森県支部)

任期 平成24年7月25日～平成25年3月31日



嶋中新理事

## ■ 協議事項

### 協議事項1 国保組合の組合員の適正な取扱いについて 今井専務理事

今井専務理事より、厚生労働省から国保組合の組合員の適正な取扱いについての通知が出された経緯の説明の後に、(1) 規約の一部改正（素案）について、(2) 歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（素案）について提案理由の説明の後、質疑応答があり提案の方向で了解された。

#### ○経緯の説明の要旨

全国建設工事業国保組合の無資格加入問題を契機に、国保組合に対する指導監督の強化の種々の措置が取られる中、国保組合に対する会計検査院による実地検査が実施された。

会計検査院の実地検査の結果、会計検査院長から厚生労働大臣宛てに意見表示が出された。

会計検査院が三師国保組合に対して、組合員資格を正しく確認し、その管理が適切に行われているかに着目して実地検査を実施した結果、会計検査院長から厚生労働大臣宛てに次の意見表示を行った。(要点の抜粋)

ア 三師国保組合に対して、国保法の規定にのっとり三師国保組合は同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること。

イ 三師国保組合に対して、組合員が休業を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事状況を適時的確に把握して組合員資格管理を適切に行なうよう指導すること。

厚生労働省は、会計検査院の意見表示を受け、①国保組合の組合員資格の適正な取扱いについての通知案、②国保組合の規約例一部改正案、③同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する指針案、④国保組合における組合員の被保険者資格の確認についての（案）を策定し平成24年1月と2月の2回に

わたり、全医連、全歯連、全薬連に対して意見を求めた上で、平成24年3月26日付けで通知を出した。

#### (1) 規約の一部改正（素案）について

前記の経緯を踏まえて、平成24年3月26日付けの「国民健康保険組合規約例の一部改正について」の通知を受け策定した規約の一部改正（素案）について協議を願うものである。

全国歯科医師国民健康保険組規約一部改正（素案）新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

現 行	改 正（案）
<p>第1条～6条 （略）</p> <p>第2章 組合員</p> <p>（組合員の範囲及び種類）</p> <p>第7条 組合員は第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p>第8条以下 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～6条 （略）</p> <p>第2章 組合員</p> <p>（組合員の範囲及び種類）</p> <p>第7条 組合員は第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p><u>3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者（従事者）であることの判定基準は、別に定める。</u></p> <p>第8条以下 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">（第7条第3項の追加）</p>

**（2）歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（素案）について 今井専務理事**

前記の経緯を踏まえ、平成24年3月26日付けの「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する指針」の通知を受け策定した歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（素案）について協議を願うものである。

全国歯科医師国民健康保険組合  
 歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準（素案）

（目 的）

第1 この基準は、全国歯科医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第7条第3項の規定に基づき、歯科医業又は

歯科業務に従事する者の判定基準を定めることを目的とする。

(判定基準)

第2 歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準は、国民健康保険法及び組合格約並びに組合格約施行規則に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

- 一 歯科医療機関の開設者又は管理者
- 二 歯科医療機関に勤務する歯科医師、医師、薬剤師（非常勤勤務者を含む）
- 三 組合員が開設又は管理する歯科医療機関等の従業員

四 上記一及び二には該当しないが、歯科医師の国家資格を有する専門職としての事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む）

- ① 歯科医師等を育成する教育機関等の講師（教師）
- ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
- ③ 学校歯科医等
- ④ 産業歯科医、警察歯科医、検案業務に携わる者
- ⑤ 検・健診業務に携わる者
- ⑥ 研究機関等において歯科医療に関する調査・研究を行なう者
- ⑦ 歯科医師会・国保組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
- ⑧ その他歯科医師会等の事業又は業務に携わる者

(届出)

第3 前条の規定に該当しなくなったときは、速やかに組合に届け出なければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

## 要望書について（趣旨説明の要旨）

箱崎守男議員

要望書の趣旨、内容につきましては記載のとおりでございますので割愛させていただきます。5月11日時点で、各支部長さんから賛同頂いてこの要望書に参加していただいたことにお礼申し上げます。

私が3月の組合会で申し上げましたように、歯科医師会の会員を預かる立場でございますので、相互扶助という歯科医師会の大きな役割があるかと思えます。そうした中で、会員が病気になったり診療が不能になったりした時に、あなたはもう従事していないからダメですよという事は口が裂けても言えない状況だろうと、感覚的に思っております。

従って、ご説明の中の⑧その他の部分の解釈は弾力的に運用させて頂きたいと思っております。併せて理事長が冒頭のご挨拶の中で、国保法の改正が必要であるということのようですが、その説明をもう少し頂ければ、帰ってから組合員の方に説明できると思っております。要望書にありますように、休廃院した組合員の取り扱いが現状維持を望むという、要は様々な考え方があったとしても、もうダメだよと言うようなことだけは言わないで済むような仕組みをなんとかお願いしたい。

もう一点は、戦術的に全国歯だけではなく、医師、薬剤師と一緒にやることについては、執行部の方で対応しておりますのでもう申し上げます。要は、不幸にして診療から離れざる得なくなった組合員に、従来どおりの状況ができるような形を是非お願いしたいと思っております。⑧の部分、この玉虫色、こう言ったところの運用については支部にしか解らない訳ですから、支部の判断でできるという解釈でいきたいと思っております。

## 要望に対する回答

横山理事長

箱崎議員の説明については、私共も最もだと思っております。特に我々の組合は、医師、

歯科医師、薬剤師の免許を持っていないければ加入できない訳で、所謂専門職であることも考慮して欲しいと考えております。例えばこういうことを言うと失礼ですが、全国建設工事業国保組合のように誰でも入れるところとは少し違うニュアンスがあって当然だろうと思います。

従って、我々も病気で止むを得ず休院あるいは廃院届を出された方を仕事に従事していないからダメですよ。あるいはこの8項目に入っていないからダメですよと言うのは、心情的に言えないのです。これは、箱崎先生の言われたことと同じ気持ちで、今井専務についても何とか良い方法はないかと話し合っております。

要望書からヒントを得まして、石井みどり議員、西村まさみ議員にも要望書を説明して協力をお願いいたしました。7月5日には全歯連の小澤会長とも話し合いを持ちまして、三師国保組合とも話し合いを持ってもらうようお願いするとともに医師会から何か出ていないかもお聞きいたしました。そして全協は26日の理事会で話してみると言っていたいております。ただ、組合員の資格問題は、会計検査院からの話で、全国建設工事業国保組合の方でああいう問題を起こしており、我々だけに押しつけているのではないので難しいのです。

全協も国庫補助の削減問題では、一生懸命やっていますが組合員の資格問題では、トーンダウンしていると思いますので、明日、小澤先生に理事会に出て頂いてお話をお願いします。そして三師会とも話し合いをして、一つの形を作って高木会長が言っておられるように、唐澤審議官と前以て打合せをもった方が良いのかあるいは要望書を出した方が良いのか考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

また「全歯連FAXニュースNo.2」に記されている石井議員が言われている健康保険法の附則第3条の特定健康保険組合の「特例退職被保険者」に代わるものが国保法の中に出来

ないかの点については、挨拶の中でお話した程度しかわかっておりませんので今後の成り行きに期待したいと思っております。

### 【質疑応答の要旨】

**Q** 我々は、もともと厚労省の歯科医籍に登録されている訳です。登録したのは厚労省です。ですから、厚労省がそんなことを言うのはおかしいのではないですか。国からお前は歯科医になっていいよと言われてることを逆に強く言ってよいのではないかと思います。

(岡山県支部 渡部佳郎議員)



渡部議員

**A** 私共も、理事長とそういう話をいたしました。ところが良く説明を聞いて見ると、国保法では、歯科医師、ようするに国家資格とか特定の団体の会員であることが国保組合の加入資格があるのではなく、同種の事業又は業務に従事していることが必要であるとの説明です。

そのところを、会計検査院から厚労省に指摘されて、今回の厚労省の対応となったものです。

### 協議事項2 歯科医師会の法人改革と全国歯の役員任期について 今井専務理事

今井専務理事から、歯科医師会が新法人に移行後の役員任期は、決算終了までとなることから6月から2年間となることが多い。当組合の役員任期を現行のまま維持すると歯科医師会と当組合の役員任期に3ヶ月の乖離が生じる。

この状況を踏まえ、第1回常務会、第1回理

事会で協議の結果、円滑な事業運営のために改正することが適当と合意した内容について説明の後、質疑応答があり、提案の方向で了解された。

○役員及び組合会議員等の任期に関する改正案の概要

- 1、役員及び組合会議員等の任期について  
7月開催の組合会で役員を選任を行ない、役員及び組合会議員の任期は、改選の年の8月1日から起算して2年とする。
- 2、改正する時期について  
次期改選時から改正する、(平成25年度の改選から)
- 3、現任期と新任期の移行時の対応について

- ① 現役員及び組合会議員等の任期を第72回通常組合会で平成25年7月31日まで延期するための規約改正を行なう。
  - ② 平成25年7月開催の第73回通常組合会で新役員の改選を行なう。
  - ③ 選挙規則の改正は、平成24年11月開催の第2回理事会で行ない、組合会議員の選挙及び理事の選出について支部に通知する。
  - ④ 支部規則の支部役員の任期に関する規定の改正が必要な場合がある。
- 4、歯科医師会が公益法人に移行する場合について  
歯科医師会が公益法人に移行する場合、公益法人の役員の方分の1規定に抵触しないように支部規則の改正が必要な場合がある。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（素案）新旧条文比較対照表

現 行	改 正（素案）
第6章 組合会	第6章 組合会
(組合会議員の任期) 第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の4月1日から起算して2年とする。 ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動が生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。	(組合会議員の任期) 第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の8月1日から起算して2年とする。 ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動が生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。  附 則 1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。(第30条 組合会議員の任期の改定)

全国歯科医師国民健康保険組合選挙規則改正（素案）新旧条文比較対照表

現 行	改 正（素案）
第2章 組合会議員選挙	第2章 組合会議員選挙
(選挙の時期) 第4条 組合会議員の選挙は、任期満了の年の3月31日までに各選挙区ごとに行うものとする。 (略)	(選挙の時期) 第4条 組合会議員の選挙は、任期満了の年の7月31日までに各選挙区ごとに行うものとする。 (略)

現 行	改 正 (素案)
<p style="text-align: center;">第 4 章 役員選挙</p> <p>(理事の選出)                      第9条 規約第40条の規定により各支部は任期満了年度の1月末日までに、支部役員の中から理事1名を選出する。                      なお、支部役員の中から選出することができない特段の事情があるときに限り、経験豊かな支部役員の経歴を有する者を選出することができる。                      2. 前項により選出された理事は、組合会に諮り承認を得るものとする。</p> <p>(理事長の互選)                      第10条 規約第41条に定める理事長の互選のうち任期満了に伴って行なう次期理事長の互選については、任期満了年度の3月に（前倒しして）行なうものとする。                      2. 互選を行なう理事は、前条第1項により各支部より選出された理事で、次年度から任期が発効する理事として任期満了年度の3月に開催される組合会において承認を得た理事とする。                      3. 前項により組合会で承認された理事はその承認された日の属する月の末日までの間、新任理事と呼称する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の選任)                      第14条 監事の選任は、任期満了の年の3月31日までに組合会において行なう。                      2. 監事の選任に当たっては、地区代表議員で構成される議員会で選出のうえ組合会に諮り承認を得るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 役員選挙</p> <p>(理事の選出)                      第9条 規約第40条の規定により各支部は任期満了年度の6月末日までに、支部役員の中から理事1名を選出する。                      なお、支部役員の中から選出することができない特段の事情があるときに限り、経験豊かな支部役員の経歴を有する者を選出することができる。                      2. 前項により選出された理事は、組合会に諮り承認を得るものとする。</p> <p>(理事長の互選)                      第10条 規約第41条に定める理事長の互選のうち任期満了に伴って行なう次期理事長の互選については、任期満了年度の7月に（前倒しして）行なうものとする。                      2. 互選を行なう理事は、前条第1項により各支部より選出された理事で、次年度から任期が発効する理事として任期満了年度の7月に開催される組合会において承認を得た理事とする。                      3. 前項により組合会で承認された理事はその承認された日の属する月の末日までの間、新任理事と呼称する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の選任)                      第14条 監事の選任は、任期満了の年の7月31日までに組合会において行なう。                      2. 監事の選任に当たっては、地区代表議員で構成される議員会で選出のうえ組合会に諮り承認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、平成24年12月1日から施行する。(選挙の時期、理事の選出、理事長の互選、監事の選任について改定)</p>

**〔質疑応答の要旨〕**

**Q** 今度の任期が、法人改革に伴って変わることですが、8月1日からとしたことは、組合会が7月に開催されるからだろうと思います。歯科医師会は6月で終わり7月からスタートになります。全国歯は決算の関係で8月1日からとなったと思いますが、それでよろしいでしょうか。 (富山県支部 山崎安仁議員)

**A** そのとおりです。

閉会の辞

又吉副理事長

皆さん、お疲れ様でした。本日は平成23年度の事業報告及び歳入歳出決算につきましてご審議いただきました。特に歳入歳出決算につきましては、改めて財政の厳しさを認識されたことと思います。

それから歯科国保も色々な問題が出て参りまして、今後は組合員資格の問題が出て参りました。これも又大変な問題でございます。

色々と問題を含みながらも執行部一丸となって運営をして行きたいと思っておりますの

で、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。



又吉副理事長



新 役 員 紹 介

氏 名    しま なか しげ き 嶋 中 繁 樹 (青森県支部)  
任 期    平成24年7月25日～平成25年3月31日

〔挨拶の要旨〕

ただ今、ご承認をいただきました青森県支部の嶋中でございます。  
まだまだ知識不足ではございますけれども、皆様方の足手まといにならないように努めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔主な略歴〕

【市歯科医師会関係】

昭和63年 4月 1日～平成 3年 3月31日	青森市歯科医師会理事
平成 3年 4月 1日～平成 9年 3月31日	青森市歯科医師会常務理事
平成 9年 4月 1日～平成15年 3月31日	青森市歯科医師会専務理事
平成15年 4月 1日～現在	青森市歯科医師会会長

【県歯科医師会関係】

平成 3年 4月 1日～平成 6年 3月31日	青森県歯科医師会予備代議員
平成 6年 4月 1日～現在	青森県歯科医師会代議員

【全国歯科医師国民健康保険組合（本部）関係】

平成17年 4月 1日～平成20年 3月31日	組合会予備議員
平成20年 4月 1日～平成24年 3月31日	組合会議員

【全国歯科医師国民健康保険組合（支部）関係】

平成 5年 4月 1日～平成17年 3月31日	青森県支部運営委員
平成17年 4月 1日～平成20年 3月31日	青森県支部理事
平成20年 4月 1日～現在	青森県支部常務理事
平成24年 4月 1日～現在	青森県支部副支部長（兼任）

お知らせ

# 特定健康診査・特定保健指導

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診内容で、該当者・予備群を早期に発見し、特定保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを行います。

## (1) 特定健康診査

- 1 対象者  
40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健診を実施します。
- 2 実施機関  
受診は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施します。
- 3 費用負担  
 自己負担割合
 

基本項目	0割
詳細項目	0割

※ただし、特定健診項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担となります。
- 4 受診券を紛失された方は、受診券を再交付致しますので、各支部事務所までご連絡願います。

## (2) 特定保健指導

- 1 対象者  
特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施します。
- 2 実施機関  
特定保健指導は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施します。
- 3 費用負担  
 自己負担割合
 

動機付け支援	0割
積極的支援	0割

## (3) 事業主の皆様へお願い

2種組合員・3種組合員及び法人事務所の1種組合員等につきましては、勤務する診療所（事業主）が実施する労働安全衛生法の定期検診結果のうち特定健診項目分について、質問項目と併せて検査結果を当国保組合に提供いただくことで特定健診を受診したとみなされます。

検診結果のデータ提供につきまして、送料等のご負担等、大変ご面倒をおかけいたしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い致します。

## お知らせ

# インフルエンザ予防接種補助

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種を接種した方に、その予防接種の費用の一部を負担します。

## (1) 対象者

当組合の被保険者（後期高齢者組合員を除く）

## (2) 補助金額

- ① 1名につき、2,000円を限度に支給します。
- ② 費用額が2,000円に満たない場合は、実費分を支給します。
- ③ 2回接種法で1回分が2,000円に満たないとき、2回分の領収書を提出した場合は、2,000円を限度に支給します。
- ④ 他の制度（市区町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先します。

## (3) 実施期間

通年

## (4) 申請期限

平成24年度中に予防接種を接種した方は平成25年4月7日までに各支部に申請して下さい。

# 70歳～74歳の方へ（高齢者受給者証の更新）

70歳から74歳の方は、高齢受給者証が発行されております。なお、更新（発行）に関しては、所得を証明する書類の提出が必要となります。

高齢受給者証の有効期限は、被保険者証と異なり1年間です。75歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。お手元に届いていない場合は、支部事務所へお問い合わせください。

## お知らせ

『**限度額適用認定証**』について

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額※を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額でとどめられる認定証です。

この「国民健康保険限度額適用認定証」は、事前に発行することができます。窓口の負担が限度額を超えそうな場合は、発行申請をしてください。

なお、今年7月以前に「国民健康保険限度額適用認定証」を使用されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払いが高額になりそうな方は（平成24年7月31日で有効期限が切れています）、早めに新しい限度額認定証の発行申請をしてください。

ただし、自己負担限度額は、所得や家族構成の異動で変わる場合があります。非課税世帯の方は、入院時食事代の負担額も減額されます。

限度額認定証の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。

※所得区分が一般の方：80,100円、上位所得者の方：150,000円

人工透析を受けている70歳未満の方へ  
(特定疾病療養受療証の更新)

人工透析を受けている70歳未満の方で、まだ更新手続きをしておらず「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成24年7月31日までのものをお持ちの方は、お早めに手続きを済ませてください。手続きには、世帯全員の平成23年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは、支部事務所までお問い合わせください。

全国歯報 No.71  
2012年8月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合  
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2  
☎03-3336-8818

発行人 横山靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「マッターホルン」

念願のスイスのトレッキング。朝焼けと湖水に映えるマッターホルン、すぐ横には「白い歯」と命名された山。超快晴のユングフラウ、アイガー、メンヒ。ふんわり雪帽子のモンブラン。至高の時を満喫しました。

撮影者：金山 公彦 相談役